

陸前高田がんばっぺし応援寄附金返礼品等取扱業務仕様書

1 委託業務の名称

陸前高田がんばっぺし応援寄附金返礼品等取扱業務

2 業務の目的

本市のふるさと納税「陸前高田がんばっぺし応援寄附金」（以下「寄附」という）において、寄附者に対する謝礼として送付する特産品等の返礼品（以下「返礼品等」という）を安定的に供給するとともに、本市のPRを積極的に行い寄附件数の増大を図ることや、魅力的な返礼品等の提供のための提案、調整及び調達等を行うもの。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、上記委託期間の属する年度において、本業務に係る予算の議決がなされる場合は、最大5年度の間、更新を行うことができるものとする。

4 業務の場所

提案者が自社の負担で事務所及び障がい者による返礼品等の梱包・発送作業の場所を確保することを基本とする。ただし、発注者が市内に用意する次の施設（建物のみ）を無償で使用する事ができる。

所在等：陸前高田市高田町字鳴石50-10 鳴石仮設事務所1階

面積等：延べ床面積約210㎡、大型冷蔵庫及び10台程度の駐車場有り

5 業務内容

委託する業務の内容は以下のとおりとし、詳細については、適宜相談・調整を行うこととする。なお、作業過程において疑義が生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示を受けること。

(1) 返礼品等の提案

寄附者に対し送付する返礼品等について、陸前高田がんばっぺし応援寄附金要綱（平成27年告示第44号）第5条の規定に基づき、返礼品等の提案を行う。

なお、返礼品等の選定にあたっては、総務省が定める地場産品基準を順守するとともに、順守状況について適時発注者と確認・共有するための体制を構築すること。

また、返礼品等については、令和6年度の返礼品等を継続して採用することを原則としつつ、現状分析を行った上で、寄附者に対してより効果的に紹介をしたり、魅力的な特産品等の選択肢を増やしたりできるようにすること。

(2) 寄附者に対する返礼品等の調達及び発送

本市では、障がい者の就労支援を目的として、本業務とは別に、寄附者に対する返礼品等の梱包・発送作業を地域の就労継続支援B型事業所に委託しており、同様の形態による障がい者の就労支援を継続することを必須とする。

このため、受注者は寄附者が申込時に希望した返礼品等について、生産者から調達するとともに、障がい者による梱包・発送についても管理すること。ただし、一部の生鮮食品等については、生産者からの直接発送としている点に留意すること。

また、返礼品等については、寄附者に対し安定的に供給できるよう在庫管理を徹底するとともに、返礼品等の手配及び発送状況を発注者と受注者で共有できる仕組みの構築を行うこと。

なお、令和6年度に寄附を受けたもので、令和7年度に返礼品を発送するものについては、現在の事業者が発送から費用に至るまで、適切に対応すること。

(3) 寄附者からの問い合わせに対する対応

寄附者からの返礼品等に関する問い合わせに対しては、適切で丁寧な対応を心がけ、寄附者のニーズ把握を的確に行うとともに、その疑問に対して誠心誠意対応すること。

(4) 返礼品等を取り扱う生産者との調整

返礼品等を安定的かつ円滑に供給するために、生産者との調整を行うとともに、より魅力的な返礼品等が提供できるよう生産者の新規開拓を行うこと。

(5) 寄附件数の向上及び魅力的な返礼品等をPRするための情報発信

ア インターネットによる返礼品等の情報発信

イ (1)において提案した返礼品等を紹介するための資料作成

ウ その他寄附件数の増加や返礼品等をPRするために必要な情報の発信

(6) ふるさと納税専用ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という）の運用管理

業務を適正に行うため、ポータルサイト上において、必要に応じて陸前高田市のPRに資する情報や、返礼品情報の修正を行い、常にポータルサイトを最新の状態に保つこと。

なお、現在市が利用しているポータルサイトは、ホームページに掲載している9ポータルサイトであり、履行期間中にポータルサイトの増減の可能性があることに留意すること。

6 委託料の支払いについて

(1) 委託料の算定

ア 受注者は、毎月1日から末日までの業務に係る実績に基づき、1カ月あたりの返礼品取扱い事務に係る経費、広告宣伝費、取扱経費（返礼品購入代金、発送費用・梱包資材費）を合計し、月額委託料及び消費税及び地方消費税により算定する。

ただし、委託料（税込）は寄附額の36.0%を上限とする。

イ 取扱経費は、支払限度を月ごとの寄附総額に対して次の表の割合とする。ただし、割合には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

区 分	割 合
返礼品購入代金	30%以下

ウ 就労支援に係る人件費及び事務費等については、別業務で委託するため、本業務の委託料には算定しない。

(2) 業務実績の報告

受注者は、業務実績について、翌月の20日までに発注者に対し報告しなければならない。

(3) 委託料の確認

発注者は、受注者より報告のあった業務実績について、確認を行うものとする。

(4) 委託料の請求

受注者は、(1)の算定方法に基づいて委託料を算出し、月額委託料並びに消費税及び地方消費税を発注者に請求する。

(5) 委託料の支払い

発注者は、請求書を受領したときは、30日以内に支払うものとする。

7 個人情報の取り扱いについて

受注者は、この業務による事務の処理又は事業を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 情報セキュリティについて

(1) 受注者は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(2) 受注者は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、発注者の許可を受けなければならない。

(3) 受注者は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、発注者の許可を受けなければならない。

(4) 受注者は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(5) 受注者は、この業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(6) 受注者は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

(7) 受注者は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに発注者に報告しなければならない。

(8) 受注者は、この業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(9) 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、発注者の許可がなければ行ってはならない。

(10) 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、発注者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(11) 受注者は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、発注者の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(12) 受注者は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイルスチェックを行うこと。

イ 発注者が提供するウイルス情報を常に確認すること。

- (13) 受注者は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。
- ア 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
 - イ 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)
- (14) 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について随時実地に調査することができる。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

注 1 特記事項中の（※）の箇所については、業務の実態に則して、適切な事項を選択するものとする。

2 特記事項に違反した場合における契約解除、それに伴う損害賠償については、通常本契約で盛り込まれるものであるため、特記事項中に掲げていないが、本契約において契約事項として措置されてない場合には、特記事項を契約解除の要件、損害賠償の対象に加える等の措置をする必要がある。

3 業務の実態に則し、必要な事項を追加し、及び不要な事項を削除するものとする。